

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！ 日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース 第1号（2006年6月13日）

◇ 目次 ◇

外務省から回答が届く1
2006年4月25日 外務省へ開示請求	...2
記者会見における質疑応答より	...2-3
事務局からのお知らせ4

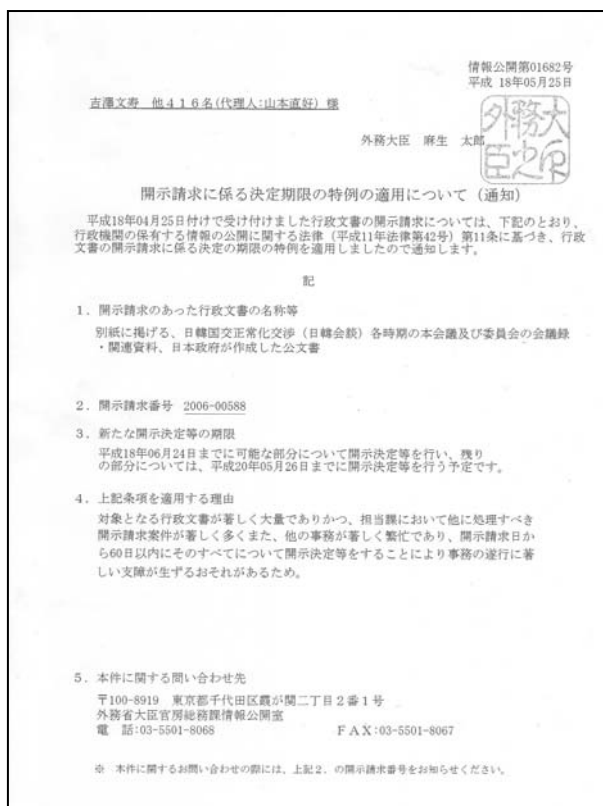
外務省から回答が届く

可能な部分については 6月24日までに開示決定 残りは2年後までに...

2006年4月25日、「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下、「求める会」）は、正会員331名（5月25日現在417名）の連名で、日韓外交正常化交渉（日韓会談）各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書の開示請求を行ないました。それに対する外務省の回答が、5月25日に代理人の山本直好宛に届きました。

その「開示請求に係る決定期限の特例の適用について（通知）」と題した文書によると、外務省は「平成18年06月24日までに可能な部分について開示決定等を行ない、残りの部分については、平成20年05月26日までに開示決定を行う予定」であると回答しました。つまり、開示請求の対象である日韓会談文書のうち、一部は2006年6月24日までに開示決定し、残りは2年後の2008年5月26日までに開示決定するというものです。

その理由について、外務省は次のように述べています。「対象となる行政文書が著しく大量でありかつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてに



【資料】外務省からの回答文書（事務局提供）

ついて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため」。外務省は「著しく」繁忙である等の理由を掲げ、時間を稼ぎつつ、断続的に開示決定をするという方針を立てているようです。

いずれにせよ、「求める会」による請求以前に開示決定が下された文書が6月24日までの開示決定に含まれると予想されます。具体的には第1、2、4、5、7次会談における本会議、基本関係及び請求権委員会の会議録及び関連文書です。これらの文書についてはプレス・リリースされた部分以外はすべて非開示と決定されています。したがって、今回の開示決定でも同様の回答が予想されます。「求める会」の運動は今までの非開示部分の開示を勝ち取ることが当面の目標になりますので、会員の皆様からのよりいっそうのご支援を賜りたいと思います。（文責：吉澤文寿）

2006年4月25日 外務省へ開示請求

58項目の文書を一括請求

2006年4月25日、日韓会談文書・全面公開を求める会は、共同代表ほか代表者が外務省に行き、開示請求を行いました。(事務局)

【写真右】外務省を訪れた共同代表、左から西野瑠美子さん、吉澤文寿さん、山田昭次さん、太田修さん



◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆

開示請求者は、日韓あわせて 331 名【4月25日現在、以下同じ】となりました。58項目というのは、例えば「在日韓国人法的地位委員会会議録」「第一次会談(1952年)請求権委員会会議録」「第一次会談(1952年)基本関係委員会会議録」というように、58項目あり、それぞれの項目には複数の文書が含まれます。日韓会談に関する文書がどのくらい存在するかといえ、おそらく1000を超すだろうと言われていますが、この58項目によって、それらのすべての文書が網羅されます。

請求者 331 名のうち、日本からの請求者は 143 名であります。また、韓国の請求者の中には、靖国神社合祀取り消しを求める方や、元軍人・軍属など、強制動員による被害者や「慰安婦」被害者のハルモニたちもいます。

日本政府はこれまで、戦後補償問題についてはサンフランシスコ平和条約や二国間条約で“解決済み”という姿勢を一貫して

とっています。しかし、日韓会談でどのようなやりとりを経て、補償問題がいわゆる「経済協力」ということになったのか、また補償が実現されなかったプロセスに何があったのか。私たち日韓会談文書・全面公開を求める会は、これらの問題を含めて、日韓条約の真相を、日本人が主体的に明らかにすることが必要だと考えます。そのために今回、外務省に情報公開を求めました。

開示請求後には、記者会見を行ない、日韓会談文書公開の意義や、開示請求までの経緯を述べ、さらに韓国の強制動員真相究明市民連帯からいただいたメッセージを読み上げ、その後に、記者からの質問に答えました。

開示請求についての外務省からの回答が届きますが、その回答内容を受けて、外務省が公開を拒否した場合は、即、情報公開を求める裁判を起こします。多くの会員と一緒にあって、外務省に対する情報公開の風穴を開けたいと考えています。

◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆ ◆◆◆

記者会見における質疑応答より【編集・事務局】

Q : 331 人の内訳をもう少し細かく説明してください。韓国側、日本側、それぞれ何人ですか。

A : 韓国側、日本側というような民族別ではなく、日本で集めた数と韓国で集めた数ということです。日本では日本人の他に、韓国から来た留学生もいますし、国籍で言えば在日韓国、朝鮮人の方も含まれます。その上で、日本で集めた数が 143 名、残りの方が韓国で集めた 188 名です。

Q : 情報公開法に定められた手続きでは、外交文書は公開されない、訴訟に踏み切るとのことですね。

A : それはまだ回答が出てから検討するのですが、今までの例がありますので、最初から準備して、公開しない場合は訴訟するという構えでやらないといけない、そういうことで臨んでいます。

Q：韓国側で集めた方々と言うのは、これまで裁判で原告になった方々でしょうか。

A：日本の裁判における原告の方もそうですし、韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会の会長も入っております。戦後補償裁判の原告・被害者も入っております。（韓国における）日韓会談文書開示請求訴訟の原告がどこまで含まれているかは、詳細はわかりません。韓国の請求者の中には、戦後補償の裁判で闘ってこられた方や、「慰安婦」の被害者もおります。

Q：手続き上のことについて、以前、1000 を越える文書を、1人1文書ごとに請求すると聞いたことがあります。そうではなくて331人で58の文書項目を分けて請求することになったのですか。どうしてですか。

A：運動として多くの、たくさんの方で、たくさんの文書を公開させるという方針で1000に分けると考えていたのですが、私たちは全面公開を求めるということが運動の趣旨として、請求権問題の、その部分だけを公開させるということではありません。

韓国で明らかにされている日韓会談に関する文書の名前を、1つ1つ網羅していただくだけではなく、まだ明らかになっていない部分はたくさんあるだろう。そういった意味で、時期とか会談の区切りを明らかにした上で、会談のすべてを含む58件とすれば網羅できるだろうということ、それを連名という形にして、みなさんに参加していただく。そういう形になりました。

Q：請求の趣旨というのは、これまでに明らかになっていない日本側の情報公開をさせて、いわゆる請求権問題の解決を果たすという理解でいいでしょうか。

A：今回情報公開を行った最大のポイントというのは、日韓会談で一体何が行われたのかという問題を、明らかにするという事です。

また被害者のみならず、われわれ日本国民も、納税者の立場からすれば、納税者のそうしたお金がどういうふうに使われたのか、経済協力という形でわれわれのお金が韓国へ流れたわけですが、なぜ経済協力という形でお金が使われたのか、そういう問題も明らかにしたいと考えています。

A：韓国の方では、以前からかなりの日韓会談の文書が流れ出ていてわかっているのですね。韓国は何といても被害者という側面があるから出せるのですが、日本は加害者だから文書の管理を厳しくして、隠そうとする。今回、日本は明らかにする責任がある。

Q：どういう方がこの運動に関わっておられますか。

A：最初は戦後補償に関心を持たれている方や、裁判支援の方などでした。呼びかけ人の方々を見ていただくとお分かりのように、大学の研究者の方もいますし、大学生、大学院生もいます。会社員もいます。

今回、この会はサポーター会員というのを設けて、いろいろ事情があつて訴訟になった場合は参加できないけれども、サポーターという形でなら参加しようという方もおられます。サポーター会員は現在76人です。そういう幅広い方々が参加されています。

Q：一体どんなものが出てくるか、具体的にお知らせいただくとイメージが湧くのですが。

A：例えば請求権について言いますと、請求権8項目については具体的にどういう資料を提出したということが、韓国では今回明らかになりました。

また、10年前にNHKが取材した番組を見ると、アメリカが関与していました。日韓の問題は棚上げするのが妥当であるとか、日本政府が戦後補償、戦後処理というのをどういう形で行おうとしたか、それは請求権に限らず、在日朝鮮人の法的地位の問題もそうですし、韓国の文化財の問題もそうですし、そういった日本と韓国・朝鮮に内在した諸問題に対してどう考えていたのか、どういった姿勢で向き合っていたのか、ということが明らかになると思います。

A：NHKが十数年前に取材した資料によりますと、償いではなくて経済援助であるとしている。どうして償いではないのか、日本政府がどのように考えていたのか。また、日本の植民地支配の問題がどのように論じられているか、これまでも明らかにされていない。

A：日韓会談では、軍「慰安婦」問題は話題にならなかった。なぜ彼女たちが置き去りにされてきたのかも、日本での文書公開によって、この問題も検証の1つになると思います。

事務局からのお知らせ

事務局の移転

6月1日から事務局が下記に移転しました。移転後しばらく電話・FAXの使用が不能になり、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

弁護団の紹介

来るべき裁判に備えて弁護団も結成されました。すでに活発な準備活動が始まっています。

弁護団は6名の弁護士で、次の方々です。

魚住昭三 川口和子 小町谷育子 二関辰郎
東澤 靖 古本晴英 【アイウエオ順】

6月3日 神戸でシンポジウム開催

30人ほどの参加者で活発な議論ができ、何よりもいいシンポジウムとなりました。

- ・日韓条約で解決済みという認識…最近の被爆者裁判では、裁判所によって解釈が異なっているようだ。矛盾の露呈。
- ・日本政府が記録を公開しない理由…日朝交渉への影響以外に、政府の政策決定過程、交渉過程での暗部をさらけ出すことになる。植民地支配に対する認識、被害に対する認識、差別、人権侵害……。
- ・日韓会談文書だけでなく、植民地支配・戦争被害に関わる資料の公開も要求していったらどうか。

シンポ参加者も積極的に発言され、「求める会」の運動にも加ってもらえるのではないかと思います。【太田記・抜粋】

会員メーリングリストを開設します

かねてから、会員の意見、情報交換の場としてメーリングリストの開設を望む声寄せられていました。このたび、会員同士の交流・情報交換の場にしたいと考え、会員メーリングリストをたちあげることにしました。登録希望はこちらへ。

E-mail: nikkanbunsho@yahoo.co.jp

◇ 日韓会談文書・全面公開を求める会

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい人たちが集まり、会員とサポーター会員の年会費で、活動をしています。

年会費：会員 1口=1,000円を3口以上
サポーター会員 1口=1,000円

◇ 当会ホームページ（随時更新中）

<http://www7.0038.net/~nikkanbunsho/>
入会申込方法や、会の活動内容など、さらに詳しい情報をこちらでご覧下さい。

スタッフ大募集

結成して6ヶ月が過ぎました。みなさまのご協力を得てようやくニュース発行の日を迎えました。これまで、わずかな人数で実務作業を行ってききましたが、こちらも資金不足同様、青息吐息です。あなたの力をお貸しください。

スタッフの登録はこちらへお願いします。

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail: nikkanbunsho@yahoo.co.jp

カンパのお願い

外務省へ開示請求を行ない、弁護団も結成され、会として多彩な活動を進めてきました。しかし、会の財政は、結成された弁護団への着手金や準備金などが未だに払えず、青息吐息の状態です。

皆さまのカンパで、運動を支えて下さい。

郵便振替口座／00820-7-102287

【加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会】

※同封の郵便振替用紙を、お使い下さい。

戦後日韓関係を理解するための基本図書

日韓交渉—請求権問題の研究

太田 修著 ● 対立と論争から中断を繰り返し、のべ14年、第7次にわたって繰り広げられた日韓交渉。その交渉内容を日本未公開の韓国側資料を駆使して、解き明かす。
A5判 416頁 定価 3,675円

戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって

吉澤文寿著 ● なぜ、今なお「戦後補償問題」は未解決のままなのか。「日韓会談」の歴史的真相を明らかにし、両国間に横たわる課題克服の方法を提示する。
資料・日韓会談経緯一覧表収録 A5判 424頁 定価 3,675円

図書出版 クレイ

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-32-9-504

TEL 0422-28-7780 FAX 0422-28-7781

URL: <http://www2.ttcn.ne.jp/~crane>

◇ 発行 ◇

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail: nikkanbunsho@yahoo.co.jp

郵便振替口座／00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会